

# 安保法案 衆院特別委質疑の詳報

2015・5・28

28日に行われた安全保障関連法案に関する衆院特別委員会の主なやりとりは次の通り。(1面参照)

## 派遣は内閣の政策判断

### 北側一雄氏(公明)

#### 【海外派遣】

北側氏 憲法に適合すれば自衛隊を派遣するのではない。内閣、国会が政策判断をしなければいけない。

#### 安倍晋三首相

法律をつくっても(派遣が)できるというところだけで、慎重な上にも慎重な政策判断がある。日本の主體的判断の下、自衛隊の能力、装備、経験に根ざしたふさわしい役割を果たす。前から客観的、合理的に判断す

提として外交努力を尽くす。

#### 【重要影響事態】

北側氏 米軍などを後方支援する重要影響事態の判断基準は。

#### 首相

実際に武力紛争が発生し、または差し迫っている場合に、当事者の意思、能力、事態に対処する米軍や外国軍隊の活動内容、国民に及ぶ被害などの影響の重要性から客観的、合理的に判断す

## 死者何人で存立危機か

### 後藤祐一氏(民主)

#### 【存立危機事態】

後藤氏 中東・ホルムズ海峡が機雷封鎖され、日本への原油が滞り、灯油がなくて凍死者が続出するようなら事態はどのくらい死者が出れば、集団的自衛権の行使要件である存立危機事態に当たるか。

中谷元・防衛相 石油などの供給が滞り、経済的影響にとどまらず生活物資の不足、ライフラインの途絶が起ころうなど、国民生活に死活的な影響、国民の生死に関わるような深刻、重大な影響で、必ずしも死者が出ることは必要としない。

で重要影響事態となることは想定していない。

## 【武力行使】

北側氏 集団的自衛権行使を可能とする武力行使の新しい要件に盛り込まれた「必要最小限度の実力行使」の意味は。

横山裕介内閣法制局長官 相手国の武力攻撃と同程度の自衛行動が許される国際法上の「均衡性」ではない。わが国を防衛するための必要最小限度だ。

## 離島領域警備

### 法整備が必要

#### 長島昭久氏(民主)

#### 【領域警備】

長島氏 現行法制は、離島などの領域警備が不十分だ。今回決定したのは電話閣議の導入だけだが、法整備が必要

## 【安全保障の要諦】

首相 速やかな判断と閣議決定ができれば問題ない。相手が海上保安庁で対応できる組織であれば海保が出て行くし、無理なら自衛隊が代わって出て行く。この速やかなス

長島氏 戦後最大の安全保障法制の大改革だ。国家安全保障の要諦は何か。

首相 紛争を未然に防ぐことだ。同時に、万が一への備えも怠ってはいけない。備えている実力を行使しなくても済む状況をつくり、抑止力を高めることも一つだ。

## 機雷掃海だけ

### 想定事例か

#### 緒方林太郎氏(民主)

#### 【武力行使】

緒方氏 現時点で想定できる他国領域での武力行使の事例は、ホルムズ海峡での機雷掃海が唯一か。

首相 安全保障において、これが全てと言うことは差し控えた方がいい。ホルムズ海峡の機雷封鎖への対応しか、今は念頭にない。

弾薬の提供は

### 武力行使では

#### 小沢鋭仁氏(維新)

#### 【重要影響事態】

小沢氏 周辺事態法改正案の重要影響事態法案では、地理的な歯止めがなくなった。理論的には、地球の裏側まで自衛隊を派遣できるのか。

首相 安全保障環境が変わり、武器が進歩する中で、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす地域は限られない。日米安全保障条約、国連憲章の目的にかなえば、わが国の平和と安全に資する活動を行うべきだ。

小沢氏 後方支援活動での弾薬提供は、武力行使に当たるのではないか。

首相 実際に具体的なニーズがある。日米防衛協力指針(ガイドライン)の見直し協議が進められる中、米側から弾薬提供を含む自衛隊による幅広い後方支援への期待が示



衆院特別委で、中谷防衛相に質問をしたものの、安倍首相が答弁したため抗議する民主党の辻元清美氏(左)=28日、国会で

【海外派兵】 辻元氏 海外派兵は一般に許されないとしているが、ホルムズ海峡での機雷掃海は例外としている。例外はその時々状況で生じるのか。

【重要影響事態】 小沢氏 周辺事態法改正案の重要影響事態法案では、地理的な歯止めがなくなった。理論的には、地球の裏側まで自衛隊を派遣できるのか。

首相 安全保障環境が変わり、武器が進歩する中で、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす地域は限られない。日米安全保障条約、国連憲章の目的にかなえば、わが国の平和と安全に資する活動を行うべきだ。